

京都市告示第340号

地方自治法施行令第158条第1項第4号の規定に基づく一般社団法人京都府建築士会を京都市公金収納受託者とした、都市計画関係地図の販売代金の徴収事務の委託については、令和5年9月30日をもって終了します。

令和5年9月29日

京都市長 門川 大作
(都市計画局都市企画部都市計画課)